

議案第二号

港区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年二月二十四日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

港区特別職報酬等審議会条例（平成十六年港区条例第五号）の一部を次のように改正する。
第八条中「総合経営部総務課」を「総務部総務課」に改める。

付 則

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（説 明）

港区総合支所及び部の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十一年港区条例第三十五号）の施行による港区総合支所及び部の設置等に関する条例（平成十七年港区条例第六十二号）の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。